

教育委員会会議 平成31年2月定例会 会議録

日 時	平成31年2月21日 (木) 14:30 開会 16:45 閉会	会 場	教育委員会室
出席委員	有本 明彦 尾島 邦昭 森 尚美 長江 真理子		光岡 宏文
出席職員	絹田学校教育部長 小坂田生涯学習部長 織田こども保健部長		
	森上学校教育部次長(兼)企画調整官(兼)教育総務課長 坂元生涯学習部企画調整官		
	今村生涯学習部次長(兼)文化課長 平井こども課長		
	松田学校施設課長 影山学校教育課長		
	丸山保健給食課長 安藤生涯学習課長 小川図書館長		
	仁木津山市史編さん室長 藤本スポーツ課長 乾歴史まちづくり推進室主査		
	廣野教育総務課参事 芦田教育総務課主査		
議 事	案 件	担 当 課	
1.開 会			
2.教育長あいさつ			
3.会議録署名者 について			
4.前回会議録の 承認			
5.教育長等の 報告			
6.議 事			
(1)議 案	津山市城東伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について	(歴史まちづくり推進室)	
(2)協 議	平成30年度3月補正予算について	(各 課)	
	平成31年度当初予算について	(各 課)	
	勝加茂小学校校舎・屋内運動場大規模改修建築工事 工事請負変更契約について	(学校施設課)	
	第4次津山市子ども読書活動推進計画の策定について	(生涯学習課)	
	津山市公民館条例の一部を改正する条例について	(生涯学習課)	
	久米ふれあい陶芸センター条例の一部を改正する条例について	(生涯学習課)	
	勝北陶芸の里工房条例の一部を改正する条例について	(生涯学習課)	
	津山市加茂町文化センター条例の一部を改正する条例について	(文化課)	
	津山市勝北文化センター条例の一部を改正する条例について	(文化課)	
	音楽文化ホール・ベルフォーレ津山条例の一部を 改正する条例について	(文化課)	
	津山市立文化展示ホール条例の一部を改正する条例について	(文化課)	
	旧妹尾銀行林田支店条例の一部を改正する条例について	(文化課)	
	津山洋学資料館設置条例の一部を改正する条例について	(文化課)	
	津山市体育施設条例の一部を改正する条例について	(スポーツ課)	
	津山市久米総合文化運動公園市民プール条例の一部を 改正する条例について	(スポーツ課)	
	グラスハウス条例の一部を改正する条例について	(スポーツ課)	
(3)報 告	天皇陛下御在位30年記念慶祝事業について	(文化課)	
	平成31年度公立幼稚園運営体制について	(こども課)	
	「岡山県わかば賞」の受賞について	(こども課)	
7.その他			
(1)各課からの お知らせ			
(2)次回定例会の 開催について	津山市教育委員会会議3月定例会の日程について 平成31年3月22日(金)午後1時30分から		
(3)その他			
8.閉会			

傍聴者 2名

教育委員会会議 平成 31 年 2 月定例会 会議録

(14 : 30)

1. 開 会

市民憲章唱和

2. 教育長あいさつ

3. 会議録の署名者の件について

津山市教育委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定による。

4. 前回会議録の承認

全員賛成

5. 教育長等の報告

6. 議事

(1) 議案

津山市城東伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について（歴史まちづくり推進室）

概要説明（資料 6-1-1）

平成 25 年 2 月 26 日告示の「津山市城東伝統的建造物群保存地区保存計画」について、平成 30 年 9 月 27 日の変更告示を行ったところであるが、新たに 1 件の特定建物追加及び、1 件の既特定物件の範囲変更のため保存計画を変更し告示するもの。追加になる建物は、N 4 2 建物。場所は勝間田町 9 - 1。おそらく町家の土間部分であったと考えられる。明治期になって単独で屋根を建て、瓦を敷いたと考えられる。この建物を新たに特定物件に加えさせていただきたい。次に、部分解除になる建物は、S 1 3 8 建物。場所は東新町 7 0 番地。東新町 7 0 番地と 7 1 番地は一括で特定建物としていた。建物は主屋 1 と、付属棟 2 棟、主屋 2 で構成されている。主屋 2 のうち北側に接する土蔵部分の傷みが激しく、土壁全体の剥落に加え、棟木や、柱の腐食が進み建物全体が西側に傾いていた。現状のままでは、瓦の落下、倒壊の危険があったため、当該建物の隣にあった住居を工事していた業者が緊急対応として建物の取り壊しを行い、その後現状変更許可申請を受理した。本来、現状変更許可申請は、建物を取り壊す前に提出しなければならないが、特に緊急性が認められることから、今回に限り申請が後になったことを口頭で嚴重注意を行い、申請を認めたい。

全員の挙手により原案通り可決承認

(2) 協議

平成 30 年度 3 月補正予算について（各課）

概要説明（資料 6-2-1）

各課とあるが、部単位で説明する。学校教育部に係る一般会計補正予算について説明する。番号 1 の「学校 ICT 環境整備事業」から番号 16 の「給食センター管理運営費（経常）」までの事業が学校教育部の所管になる。学校教育部全体では、今回の補正で 16 事業、計 1 億 8 2 6 万円の減額となっている。今回の補正予算では、「学校 ICT 環境整備」や「小中学校の施設整備事業」の入札結果、学校給食事業の執行見込みになどにより、減額を行ったもの。番号 3、4 については、昨年 7 月豪雨により、JR 因美線が運行休止となり、JR を利用して通学する清泉小学校、津山東中学校の児童生徒をバス等で振替輸送をしたが、この費用に国、県の補助が措置されたため、財源として充当した予算となっている。

生涯学習部に係る一般会計補正予算について説明する。生涯学習部は、番号 17 生涯学習課の健全育成事業（経常）から、番号 27 文化課の洋学資料館管理運営事業（臨時）までが一般会計の補正となる。学校教育部と同様に、事業費の確定見込みによる減額が主だが、その概要について、説明をさせていただく。まず、番号 17 「健全育成事業（経常）」7 6 万 7 千円の減額は、例年のない猛暑により、夏季期間中の学校プール開放事業の実施日数が減ったため。番号 18 「公民館整備事業」2 千 4 9 1 万 6 千円の減額は、二宮公民館の整備事業について、工事入札及び工期延期など、今年度分の執行予定額が確定したことによ

るもの。番号19「文化振興事業基金運用事業」4万3千円の増額は、文化振興事業基金の利子確定による増額で、今年度は、合計約6万円の基金利子となる。番号20「美作国分寺跡保存整備事業」5千340万1千円の減額は、公有化予定地の民地買収交渉が不調に終わったため、今年度の支出見込みがなくなったことによるもの。番号21「津山城跡保存整備事業」290万円の減額は、工事の入札残によるもの。番号22「歴史文化基本構想策定事業」要求額0円で、一般財源61万8千円の減額は、歴史文化基本構想策定支援補助金の確定見込による、一般財源から補助金への財源更生によるもの。番号23「受託発掘調査費」1千14万3千円の減額は、総社川崎線事業や文化センターの発掘調査費が不要となったことによるもの。番号24「歴史民俗資料館管理運営事業（臨時）」148万1千円の減額は、老朽した阿波民具展示館の解体工事費の入札残によるもの。番号25「7月豪雨関連費」30万円の減額は、7月豪雨で、県指定史跡泰安寺の墓地が陥没したことによる調査費が確定し、それに伴う津山市の負担金額に補正したものの。番号26「文化センター管理運営費（経常）」909万6千円の減額は、文化センターが、大規模改修事業を実施中のため、休館に伴う指定管理料の変更減によるもの。番号27「洋学資料館管理運営事業（臨時）」25万円の減額は、洋学書籍の原稿執筆謝礼金の不用額によるもの。次に、特別会計の3月補正予算（第1次）内示一覧表について説明する。「磯野計記念奨学金特別会計」と、「津山市奨学金特別会計」は、それぞれ、奨学貸付事業や予備費について、決算見込額に補正している。こども保健部所管に係る一般会計補正予算について説明する。番号28「幼稚園管理職員給与関係費」は、要求額0円で、県の補助金額の確定による歳入が減額となるため、一般財源が322万8千円増加となる財源の更正を行うもの。番号29「幼稚園再構築施設整備事業」は、新しい幼稚園2園の道路工事費及び建築工事費の確定に伴う不用額を減額するもの。また、備考欄の繰越限度額変更の2千900万円は、つやま西幼稚園の南側のJR踏切に接する道路拡幅及び南側待避所の整備について、年度内に整備できるようJRと協議を進めていたが、7月の豪雨災害により、JR施設や線路の災害復旧が最優先となったことから、JRへの工事発注が困難な状況となった。工事スケジュールの見直しを行った結果、年度内完成が困難となったため、翌年度への繰越を行うもの。なお、2学期からの新園舎の開園までには、工事完了する予定。

全員の挙手により原案通り可決承認

平成31年度当初予算について（各課）

概要説明（資料6-2-2）

各課からとあるが、各部ごとに説明する。市全体としては、厳しい財政状況の中、市長の判断をいただき、資料のとおり内示結果となった。今後、議会での議決をいただくことになるが、予算執行にあたり、各部局へは一層の経費節減の努力も求められている。教育委員会関係の状況は、平成31年度教育費の予算総額は、63億4千982万4千円で、平成30年度当初予算は市長選挙前であったことから、6月補正予算後で比較すると、7億8千805万6千円の減であり、率にして約11%の減額となる。主な事業について説明する。資料中の印で表示している主要事業を中心に説明する。

学校教育部の関係では、26から30までは学校教育課の所管。26、27の「きめ細やかな教育体制整備事業」は、教員の事務負担軽減と部活動指導の充実を図るため、教師業務アシスト員、部活動指導員の配置を行う経費。「学力向上対策の推進」に関する事業として、28から30までは、「確かな学力向上対策事業」として、継続した取組みを進めているもの。28は、学習用プリントの作成のためのシステム利用料、29は、英語力向上や国際理解の推進等を図るためのALT派遣費用を計上している。また、今年度からは新たに小学校英語学習のための支援員を雇用するための経費を計上している。

30は35人学級編制を実施するため、非常勤講師の雇用する経費。次に、32、33は、「学校ICT環境整備事業」。学習環境整備のためのタブレット、プロジェクタなどの整備については、平成30年度中に計画を前倒して整備をほぼ完了していることから、大規模改修工事完了の4校について整備を行う費用を計上している。今後も新学習指導要領を見据えた整備に取り組む予定である。次に、41「小学校施設整備事業」、50「中学校施設整備事業」は、事業費は併せて12億4千207万6千円で、31年度では、8つの小中学校の校舎や体育館の大規模改修を行う予定である。続いて、一般会計31年度当初予算債務負担行為を説明する。これは、校舎の大規模工事や施設の管理運営を指定管理にする場合など、数年度にわたり支出が必要な場合に設定する予算となる。学校教育部では、番号1から3まで英語活動講師（ALT）派遣委託事業、戸島、草加部両食育センターの給食配送と調理業務委託事業について、それぞれ設定をしている。

62以降が生涯学習部の所管となる。80番「奨学金を活用した大学生等の定着促進事業」2千20万4千円は、帰ってきんちゃい若人応援基金について、津山市分1千万円、民間からの寄附1千万円併せて、2千万円の積立と、残りは学生登録募集など啓発活動に要する費用。89「津山城跡保存整備事業」

9千586万1千円は、年次計画で整備している史跡津山城跡について、平成31年度は「裏下門周辺整備」と「二の丸東側石垣改修」を行なうもの。91「歴史文化基本構想策定事業」355万7千円は、本市の文化財保護のマスタープランとなる基本構想の策定を行うための審議会委員報酬や策定委託料。98「インバウンド等観光誘客環境整備事業」7万4千円は、平成30年度に本市の滞在型観光と連携した医療ツーリズムに多くの患者と家族が訪れることを想定し、整備した箕作阮甫生家のWi-Fi設備に伴う、スポット利用料。111「公民館整備事業」1千146万6千円は、西エリア幼稚園との複合施設「二宮公民館」の建替に伴う備品の購入費や、旧公民館の解体費用など。118「文化センター施設整備事業」10億6千476万2千円は、芸術・文化の拠点施設である文化センターについて、意匠を継承した耐震・内外装改修を行い、施設の機能と利便性の向上を図るためのもの。121「登録有形文化財・旧津山市庁舎改修整備事業」1億2千435万円と、122「郷土博物館展示リニューアル事業」1千690万円については、登録有形文化財である旧津山市庁舎を、郷土博物館として、今後も運営・活用していくために、耐震改修を行うと共に、併せて、常設展示室のリニューアルを行うもの。123「市史編さん事業」1千6万円は、市史編さん事業に伴う嘱託職員報酬、事務経費、資料編「考古」の印刷製本費など。127「インバウンド等観光誘客環境整備事業」9万6千円は、箕作阮甫生家と同様に、平成29年度に整備した洋学資料館のWi-Fi設備のスポット利用料。131「スポーツ大会・合宿誘致事業」300万円は、スポーツの競技力向上、施設の利用拡大及び交流人口の増加を目的に、本市所管のスポーツ施設を利用する2日間以上のスポーツ大会・合宿を行う開催団体に補助金を交付するもの。その他として、老朽化したスポーツ施設の安全対策上、必要な修繕として、146「福岡体育館管理運営費(臨時)」550万円は、福岡体育館の畳やブラインドの改修に、152「勝北総合スポーツ公園管理運営費(臨時)」300万円並びに154「久米総合文化運動公園管理運営費(臨時)」300万円は、それぞれ、勝北と久米のプールの応急的な修繕を行うもの。「文教施設災害復旧費」の、160「7月豪雨文化施設災害復旧事業」1億6千672万7千円は、史跡津山城跡厩堀の法面普及に伴う、設計と工事費を経常したもの。特別会計161「磯野計記念奨学金特別会計」617万8千円並びに162「奨学金特別会計」906万8千円につきましては、今までの貸付実績や、平成30年度の予算の執行状況を勘案した予算としている。次に債務負担行為の番号4から番号9の生涯学習部所管事業は、番号8の津山城跡保存整備事業以外は、指定管理者制度導入施設の消費税改定に伴う指定管理者との委託契約の増額によるもの。

こども保健部所管の予算は、54から61までの幼稚園費となる。55から57については、新しい幼稚園、2園の運営経費となる。58の「幼稚園預かり保育事業」は、主要事業で、新しい幼稚園、2園で実施する「預かり保育」に係る臨時職員2名の賃金となる。60の「幼稚園再構築施設整備事業」は、主要事業で、「つやま西幼稚園」の整備事業の経費、1億5千84万円で、第2期の整備費として、造成・建築・道路整備費となる。61の「幼稚園就園奨励費」は、公立私立の幼稚園間の格差是正のための、私立幼稚園就園奨励費補助金等の経費となる。債務負担行為の10の「幼稚園再構築施設整備事業」は、つやま西幼稚園の第2期の施設整備及び周辺整備に要する経費となる。限度額は3千460万円で、一般財源は180万円、期間は平成32年度となり、これにより、平成31年度から平成32年度の2年間で施設整備を行っていく。

全員の挙手により原案通り可決承認

勝加茂小学校校舎・屋内運動場大規模改修建築工事 工事請負変更契約について（学校施設課）

概要説明（資料6-2-3）

平成31年3月議会に提出する議案の工事請負変更契約を説明する。勝加茂小学校校舎・屋内運動場大規模改修建築工事について、工事内容に変更が生じたことから、変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決を求めるもの。本件の工事名は、「勝加茂小学校校舎・屋内運動場大規模改修建築工事」である。工事場所は、津山市 中村地内。契約金額は、変更前が2億2千82万7千600円、変更後が2億2千923万円。840万2千400円の増額になる。工期は、変更前が平成30年6月26日から平成31年6月25日まで、変更後が平成30年6月26日から平成31年8月23日まで。60日の工期延期になる。契約の相手方は、株式会社田村工務店津山。変更契約の理由は、勝加茂小学校の大規模改修工事において、内装の改修のため既存の内壁、天井を撤去したところ、平成4年3月建築の教室棟に、梁の断面欠損が6ヶ所、床スラブの欠損が7ヶ所、梁のコア抜き部が4ヶ所、梁の寸法不足が7ヶ所、設計では80センチのところは実際には70センチしかないことが判明した。同時に、昭和57年建築の管理教室棟、平成6年建築の特別教室棟も調査したが、こちらには不具合はなかった。建物の安全性に関わる事案であることから、耐震診断・改修計画の策定を委託し、国土交通大臣指定の指定確認検査機関である株式会社国際確認検査センターに耐震診断・改修計

画の判定を依頼し、同センターの耐震診断判定委員会において、この耐震診断・改修計画により、国土交通大臣の指針に適合しているとの判定を受けた。この委員会の判定結果に基づき、梁の断面欠損及び床スラブの欠損については、既存鉄筋切断部を補強の上、無収縮モルタルにて形成補修を、梁のコア抜き部は無収縮モルタルで穴埋め補修を、梁の寸法不足については、7ヶ所の梁のうち、鉄筋コンクリートの壁がある4ヶ所の梁を除く、3ヶ所の梁の1階と2階に鉄骨の柱を新設し補強するという内容の改修工事を、現工事に追加して行うことで対応したいと考えている。

全員の挙手により原案通り可決承認

第4次津山市子ども読書活動推進計画の策定について（生涯学習課）

概要説明（資料6-2-4）

本計画については、12月教育委員会協議会の中でご意見いただいた。主な変更点としては、12月の協議会での意見を受けて、学校図書について幅広い分野の図書を揃えてもらいたいとの意見だったので、10ページに記載した。12ページの推進取組体制の輪の中に子どもたちのイラストがなかったので、子供たちを中心に、子どもたちに向かってそれぞれ施策を進めていくということで矢印を入れている。13ページの数値目標に、1日15分間読書を組み込んだ。また、不読率半減の項目を数値目標として加えている。これら、ご意見をいただいたものを平成31年1月に市長協議に付し、その後1月10日から2月7日までHPにてパブリックコメント募集した。また、公民館、支所等でも閲覧にしたところ。その中でご意見をいただいたものを資料にまとめている。ご意見を基に、読書プランの内容を見直したものを中心に説明する。1番は小学校においても音読の宿題を出してはどうかとの趣旨。家に帰っても読書をした時間になるので、宿題としての読書があってもいいのではないかと意見。それについて、13ページ6から7行目に「家庭や地域、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、学校、市立図書館、放課後児童クラブ等で連携し、絵本や本、教科書などにふれながら、地域をあげて子どもの読書習慣の定着に努める」と変更した。4番は読んでくれる人の膝に座ってそのぬくもり等を感じながら物語の世界に入っていく、そういう疑似体験が大事であるとの意見。幼児期の親とのふれあい、読み聞かせをもっとアピールした方がいいのではないかと意見。1ページの11から14行目を「子どもは、乳幼児期からの親とのふれあいや読み聞かせなどにより本に興味や関心を持ち始めると、自ら本にふれようとします。未来を担う子どもたちが豊かな読書活動を通して健やかに育つためには、あらゆる場面において本にふれる環境を整備し、読書習慣の形成を支援していくことが大切です」という表現に変更している。6ページの14から16行目を「子どもの読書習慣は、乳幼児期からのやさしい言葉かけやふれあい、絵本の読み聞かせなどから始まります。それは、読んでくれる人の温もりやにおい、鼓動などを感じながら、物語の世界に入り込んでいく体験をすることにもつながります」と変更している。6番は、現在津山市では、ストーリーテリングをしていることが少ないとの意見。それを受けて8ページの28行目に図書館における読書活動の取組の中に、「ストーリーテリング」の文言を追加している。併せて、12ページの取組体制の図に、図書館から子どもたちへ向けての取組の中に「ストーリーテリング」を追加した。7番は、保護者を中心として、電子メディアとの付き合い方の研修をする中に、親子で共通認識を持って取り組むことが必要であるとの意見。7ページの7行目を「保護者や児童生徒を対象に読書の重要性に加え、ゲームやインターネット、スマートフォンなどの」取扱いに関する研修を行うと変更した。9番は、1日15分間読書の推進の連携の中に、放課後児童クラブを入れてほしいとの意見。13ページの5から6行目に「放課後児童クラブ」を追加した。また、同じ方の意見の中で、親としての自覚を高めることが大切であるとの意見。6ページの20行目に「さらに、保護者が親としての自覚を高めながら、子どもを愛し、慈しむことへもつながります。」を追加した。11番は、第4次計画では、特にストーリーテリングの普及に力を入れていただきたいとの意見。こちらは6番の回答のとおり「ストーリーテリング」を追加することとした。全部で12件の意見をいただいた。修正については、外部委員とどのような表現にするか協議し、今回お示しさせていただいているとおり修正した。説明した番号以外の意見については、今後の参考にさせていただきたいということで返事をさせていただきたい。12月教育委員会協議会の後に概要版を作成したので説明する。計画期間は、平成31年度から35年度まで。取組体制は、図を本文から転記したもの。裏面は第4次の基本方針。1として家庭教育への支援及び地域との協働による子どもの読書活動の推進。2として、市立図書館の機能を活かした子どもの読書活動の推進。3として、保育園（所）・認定こども園・幼稚園、学校等における読書活動の推進。4として、読書活動推進体制の充実。これらの項目に基づき、それぞれ施策を掲げている。これらの施策を実行し、家庭、地域、学校等、図書館が連携を強めて読書活動を推進する。数値目標については、家庭・地域・学校等が連携した15分間読書の推進。これにより不読率半減に取り組む。現在18.6%の不読率を平成35年度には10%未満にしたい。2のボランティアなどと協働した読み聞かせの推進は、昨年度から読み聞かせキャラバンを実施しているが、これまで各

公民館で行っていたものを、会場を増やし毎年8回以上は実施したい。3の読書推進につながる家庭教育の支援として、幼稚園などの年長児保護者が家での読み聞かせを週3日以上すると回答する割合を平成30年度のアンケートでは34.1%であったものを、平成35年度は40%となるよう取り組みを進めたい。今後、PR用チラシを作って、啓発していき、家庭、学校、地域、図書館が手を取り合って、横並びの中で事業を進め目標値を上げていきたい。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山市公民館条例の一部を改正する条例について（生涯学習課）

概要説明（資料6-2-5）

久米ふれあい陶芸センター条例の一部を改正する条例について（生涯学習課）

概要説明（資料6-2-6）

勝北陶芸の里工房条例の一部を改正する条例について（生涯学習課）

概要説明（資料6-2-7）

から までの3件について一括して説明する。いずれも消費税の改正に伴うもの。平成31年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い改正するもの。施行日は平成31年10月1日。条例の適用にあたり、平成31年10月1日以降に許可を受けたものの使用料が対象。平成31年10月1日以前に許可を受けたものは従前の使用料となる経過措置の改正もしている。津山市公民館条例では、主に会議室、研修室等の施設使用料及び冷暖房使用料を改正している。久米ふれあい陶芸センター条例では、施設使用料及び焼上げ料の改正をしている。勝北陶芸の里工房条例では、施設使用料、粘土・焼上げ料及び特別使用料を改正している。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山市加茂町文化センター条例の一部を改正する条例について（文化課）

概要説明（資料6-2-8）

津山市勝北文化センター条例の一部を改正する条例について（文化課）

概要説明（資料6-2-9）

音楽文化ホール・ベルフォール津山条例の一部を改正する条例について（文化課）

概要説明（資料6-2-10）

津山市立文化展示ホール条例の一部を改正する条例について（文化課）

概要説明（資料6-2-11）

旧妹尾銀行林田支店条例の一部を改正する条例について（文化課）

概要説明（資料6-2-12）

津山洋学資料館設置条例の一部を改正する条例について（文化課）

概要説明（資料6-2-13）

から までの6件を一括して説明する。 から までの5件とは改正内容が異なる。 から までは、平成31年10月1日から消費税が改定に伴うものである。それぞれ5つの施設について、指定管理者による管理がなされている。今回の料金改定の内容は、会場使用料、それに伴う、設備、施設の料金の改定となる。それぞれについて10月1日から消費税が引き上げられることに伴い、それ以降に使用許可を受けるものについて、新しい料金を適用する。 の洋学資料館については、城東地区の観光施設であることから、消費税は内税となっているため、料金に変更は無いが、新たに65歳以上の料金を設けた。これまで65歳以上で市内の方は無料、市外の方は300円をいただいていた。市内の方が市外の方を案内した際に、無料の方と有料の方にわかれることがあった。他都市、県の施設では、高齢者の料金を定めている施設がある。今回それを勘案し、65歳以上の料金を新たに定めるもの。施行日は他の条例と同様に平成31年10月1日とする。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山市体育施設条例の一部を改正する条例について（スポーツ課）

概要説明（資料6-2-14）

津山市久米総合文化運動公園市民プール条例の一部を改正する条例について（スポーツ課）

概要説明（資料6-2-15）

グラスハウス条例の一部を改正する条例について（スポーツ課）

概要説明（資料6-2-16）

から までの3件について一括して説明する。平成31年10月1日に消費税率が引き上げられること

に伴い、同日以降に使用許可を受けるものに対して、利用料金を改めるもの。久米総合文化運動公園市民プールとガラスハウスについては、指定管理者による管理であることから、上限度額の改正を行う。実際の料金は限度額以下で今後変更する予定。ガラスハウスについては、12月教育委員会で承認いただいたとおり、平成31年4月1日に料金改正を行うことから、10月の消費税率改正の際には料金の変更は行わない。

全員の挙手により原案通り可決承認

(3) 報告

天皇陛下御在位30年記念慶祝事業について(文化課)

概要説明(資料6-3-1)

平成31年2月24日に洋学資料館の館内無料公開をするもの。天皇陛下御在位30年を記念してということで、周辺自治体の状況も資料のとおりで、文化庁及び県から要請があったもの。

平成31年度公立幼稚園運営体制について(こども課)

概要説明(資料6-3-2)

平成31年度の公立幼稚園の園児数の状況は、つやま西幼稚園については、3歳児が24名で2クラス、4歳児が24名で1クラス、5歳児が31名で2クラス。合計79名で5クラスでの運営となる。つやま東幼稚園については、3歳児が30名で2クラス、4歳児が42名で2クラス、5歳児が46名で2クラス。合計118名で6クラスでの運営となる。東西の幼稚園の合計は、197名となる。平成30年度の園児数は、4・5歳児168名であったが、平成31年度は新たにスタートする3歳児保育を含めて、29名の増となっている。また、認定こども園の幼稚園利用の園児数については、勝北風の子こども園が24名。平成30年度が22名で2名の増。久米こども園が8名。平成30年度が1名で7名増である。

「岡山県わかば賞」の受賞について(こども課)

概要説明(資料6-2-2)

津山市立加茂幼稚園が、このたび、身の回りにある青少年の善意ある活動、勇気ある活動等、他の青少年の模範となる行為を地域の人みんなで認め、たたえあう「岡山県わかば賞」を受賞した。活動の概要としては、平成5年に現在の加茂幼稚園の園舎が完成して以来、25年間の永きにわたり、加茂地域の3つの高齢者施設に年2回ずつ訪問し、お年寄りと歌を歌ったり、踊ったり、触れ合い遊びを楽しみながら実施している。この活動をきっかけとして、段々と活動が広まっていき、町内会の、高齢者の集まりにも参加依頼を受けるようになり、地域の高齢者との交流も行っている。また、年1回加茂・阿波地域の一人暮らしの高齢者を園に招き交流の日も実施している。今回、加茂幼稚園がこれまで行ってきた、高齢者施設等の訪問や幼稚園にお年寄りを招待し、地域住民と世代を超えて楽しく交流し、地域住民に大変喜ばれている。このことは、福祉や高齢者への理解を深めるとともに、地域の活性化にもつながっているこれらの活動が、他の青少年の模範となっていることから受賞となったもの。受賞者は全園児6名となる。表彰式は、平成31年2月13日 加茂幼稚園で実施された。園児6名に対して、表彰状1枚、盾1個、副賞として園児にメダル・ノート・ペンが授与された。

7. その他

(1) 各課からのお知らせ

津山市立図書館だよりについて

3月16日につやまっ子読書プラン推進事業実行委員会の共催となる、絵本の読み聞かせの講座を開催する。都築氏を講師に招き、初心者向けの講座を開催。3月27日に岡山湯郷ベルの選手による読み聞かせを開催する。

津山市文化財調査報告会について

2月23日にグリーンヒルズリージョンセンターにて津山市文化財調査報告会を開催する。文化財について、これまでの保存だけではなく、これからは活用にも取り組んでいくことになっている。講演には文化庁で観光を担当している村上調査官を招く。講演2ではノート社団法人代表理事の金野氏を招く。綾部市で古い家を活用する取組みを行っている。

名簿の誤送信について

西東三鬼賞にご応募いただいた中から、入賞した作品を載せる冊子を作成している。句と名前と都道府県名が掲載される。これを作るための名簿を、印刷業者へ例年メールで送付している。冊子に掲載される情報だけであればよかったが、基となる応募者全員の住所氏名、年齢、電話番号が入った名簿を誤って添付したうえに、本来送るべきアドレスと1文字違いのアドレスへ送信してしまった。すぐに、間違っただけで送信した方には、お詫びと削除依頼と、連絡をいただきたい旨のメールを送ったが、今のところ返信はない。プロバイダーへも伺って、情報を教えてもらえないかと相談したが、個人情報であるということで、どなたのメールであるか、メールアドレスが存在しているかどうかも含めて、教えていただくことはできなかった。具体的に何か起きて裁判所の手続きがあれば開示できるが、法律の関係で一切回答できないとのこと。応募いただいた方は704名。2月14日に、応募者全員へお詫びと、西東三鬼賞を語った不審な電話がないか、被害があればお伝え頂きたい旨の文書を郵送している。2月15日には記者会見を行い、テレビや新聞でご覧になられたと思う。教育委員の皆様には電話にてお伝えさせていただいた。同日に議会へも報告させてもらっている。その後の状況としては、応募者の方から、どういった状況で起きたのか、送った文書のことを詳しく教えてもらいたい等のお問合せをいただいた。1件、迷惑メールが増えているとの問い合わせがあった。昨日、電話で連絡が取れたが、迷惑メールが発生した時期が1月中旬であることと、ご連絡いただいた方のメールアドレスは情報に入っていないことを説明し、ご理解いただいた。ただ、個人情報が出て、不安な気持ちを持って生活していることは理解してほしいとのことであった。現在のところは、被害は発生していない。単純な不注意により発生したものであり、お詫び申し上げます。

(2) 次回定例会の開催について

教育委員会会議3月定例会を、平成31年3月22日(金)午後1時30分から開催。

全員賛成により決定

(3) その他

8. 閉会

(16:45)